

岩手県告示第219号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

介護老人福祉施設

名 称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
特別養護老人ホームみやもり荘	上閉伊郡宮守村下宮守28地割19番地1	遠野市宮守町下宮守28地割19番地1	平成17年10月1日
特別養護老人ホーム心生苑	下閉伊郡川井村川井第2地割24番地3	宮古市川井第2地割24番地3	平成22年1月1日